

奈良県告示第百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成三十年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療法人 雄信会	檀原市膳夫町 四七七―一七	社会福祉 法人一晃 会	北葛城郡広陵 町大字三吉一 七九九―一	医療法人 康成会	北葛城郡河合 町星和台二― 一―二〇	名称	主たる事務 所の所在地	指定訪問看護事業者等又 は居宅介護事業者若しく は居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション等 又は居宅介護事業所若し くは居宅介護支援事業所	居宅サービスの 種類	指定年月日
介護老人 保健施設 大和三山	檀原市膳夫町 四七七―一七	訪問リハビリテ ーション、介護 予防訪問リハビ リテーション	北葛城郡広陵 町大字三吉一 七九九―一	短期入所療養介 護、介護予防短 期入所療養介護	平成三十年 四月一日						